

# 最終化パッケージの全体像

## 検討の背景と合意の意義

所要自己資本の全体水準を大きく引き上げない  
バランスの取れた規制枠組みに

バーゼルⅢ（国際的な銀行の自己資本比率規制等）の最終化に伴い、金融危機の発生を契機に開始された金融規制枠組みのグローバルな改革はおおむね完了した。これと同時に、国債などのソブリン向け与信の扱いについては、現行の規制を変更しないこととなった。今般の合意は、規制の簡素さや比較可能性を向上させつつリスク感度の維持にも配慮したバランスの取れたものとなっており、本邦金融機関にとつても、十分対応可能な内容と考えられる。今後は、本邦金融機関の対応状況等を注視しつつ、円滑な国内実施に取り組むとともに、規制の影響についての国際的な検証作業にも、わが国としてしっかりと参画し、貢献していく必要がある。

金融庁

総務企画局 総務課国際室

国際銀行規制調整官 大城 健司

日本銀行

金融機構局

参事役

峯岸 誠

### 合意内容の概要

昨年12月7日、フランクフルトにおいて、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）会合が開催され、金融危機後のグローバルな規制改革作業

の一つである「バーゼルⅢ」の枠組みを最終化することが了承された。会合後のプレスリリースにおいて、GHOS議長であるドラギECB総裁が指摘したとおり、これによって金融危機の発生を契機に開始された金融規制に関するグローバルな改革がおおむね完了したこととなる。

会合では、バーゼルⅢの最終化とあわせて、ソブリン向け与信の扱いについても議論され（注）、現行の規制を見直すことなくバーゼル委での検討作業を終わらせることとなった。こうした決定により、規制を巡る不確実性が払拭されたことは、銀行に世界経済の成長に資する前向きな

活動を促す意味でプラスと考えられる。

バーゼルⅢの最終化は、主として自己資本比率の分母であるリスクアセットの計測改善を目的としたものであり（その趣旨については後述）、そのおもな構成要素および適用開始時期は、図表1のとおりである。

# 【特集】最終決着 バーゼル規制改革の全貌

〔図表1〕

バーゼルⅢ最終化パッケージの概要

パッケージ項目		内容	適用開始時期 <sup>(注1)</sup>		
信用リスク	標準的手法	・ 現行手法の頑健性やリスク感応度の向上	2022年1月1日		
	内部モデル手法	・ 低デフォルトポートフォリオに対する最も先進的な内部モデル手法の使用の制限 ・ リスクパラメータの下限値の設定・引上げ	2022年1月1日		
CVAリスク		・ 内部モデル手法の廃止および新たな標準的手法の導入	2022年1月1日		
オペリスク		・ 既存の標準的手法および内部モデル手法の廃止、新たな標準的手法の導入（計測手法の一本化）	2022年1月1日		
レバレッジ比率		・ グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対する資本サーチャージの50%分のTier1資本を上乗せする、レバレッジ比率バッファの導入 ・ 他のバーゼル規制との整合性を確保する観点から、計測方法の技術的な修正を実施	2022年1月1日		
資本フロア （アウトプットフロア）		<b>内容</b>			
		・ 各種内部モデル手法により算出した銀行のリスクアセットが全体として、バーゼル規制の標準的手法の枠組みで計算されたリスクアセットの72.5%を下回らないようにする措置 ・ 標準的手法のもとで計算されたリスクアセットも開示			
<b>資本フロアの移行期間<sup>(注2)</sup>・経過措置</b>					
・ 2022年から、以下のとおり段階的に実施し、2027年には72.5%で完全適用					
2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
50%	55%	60%	65%	70%	72.5%
・ 移行期間中のキャップ=銀行ごとのフロア適用前後におけるリスクアセットの増加率に25%の上限（キャップ）を設けることを許容					

(注) 1. このほか、2016年1月に最終化されたものの、内部モデル手法と標準的手法の所要自己資本水準の調整（カリブレーション）や一部の技術的論点に関する検討が継続しているマーケットリスクの見直し（FRTB）の実施時期についても、19年1月1日から延期し、22年1月1日にそろえることとなった。

2. 年表示は、すべて1月1日からの適用を意味する。

## 検討の経緯

各項目の詳細については別稿に譲り、本稿では、これまでの検討の経緯と今回合意された内容の意義について、取りまとめてみたい。

先般の国際金融危機に至る過程では、欧米を中心に金融セクターがリスクテイクを大幅に積極化した。当時の規制に即してみれば、国際的に活動する金融機関の健全性に大きな問題はなないように思われていたが、危機の進展に伴い巨額の損失が発生すると、多くの金融機関において自己資本による損失吸収力の不足が露呈した。また、多くの金融機関が短期の市場性資金調達に依存していたことも、危機の要因の一つとなった。さらには、危機の経験を通じて、個々の金融機関の健全性確保にとどまらず、金融システム全体としてのリスクの顕在化防止に向けた施策を講じる重要性の認識が、国際的に広く共有されるようになった。こうした経験や問題意識をふまえて進められたバーゼルⅢ規制策定作業においては、

〔図表2〕

## バーゼルⅢに関するこれまでの合意事項

<b>自己資本比率規制の分子である資本の質および量</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通株式等Tier1 (CET1) を中心とした枠組みへの移行 (2010年)</li> <li>・ストレス時の損失に備えて平常時に資本を積み立てておくことを求める、資本保全バッファの導入 (2010年)</li> </ul>
<b>自己資本比率規制の分母であるリスクアセットにおけるリスク捕捉</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンターパーティー信用リスクの計測方法の見直し (2010年、2014年)</li> <li>・証券化リスクの計測手法の見直し (2014年)</li> <li>・マーケットリスクの計測手法の見直し (2016年)</li> </ul>
<b>マクロプルーデンスの規制の枠組み</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・過剰な総与信の積み上がり等による金融システム全体のリスクの積み上がりに対し、銀行を将来損失から守り、システム全体の安定性を確保することを企図した、可変的なカウンター・シクリカル・バッファの導入 (2010年)</li> <li>・「大きすぎて潰せない」問題への対応としてG-SIBsに対する資本サーチャージを導入 (2011年)</li> <li>・金融機関間の相互連関および与信集中に伴うシステムミックリスクの削減を目的とした大口与信規制の導入 (2014年)</li> </ul>
<b>銀行のレバレッジに対する規制の枠組み</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・過度なレバレッジの抑制や自己資本比率の補完を目的としたレバレッジ比率規制 (エクスポージャーに対するTier1資本の最低所要水準) の導入 (2010年)</li> </ul>
<b>流動性リスクやマチュリティ変換に対する規制の枠組み</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・過度な流動性リスクや長短ミスマッチの抑制を企図した、流動性カバレッジ比率 (LCR) および安定調達比率 (NSFR) の規制枠組みの導入 (2010年、2013年、2014年)</li> </ul>

(注) カッコ内は合意年。

国際的に活動する金融機関に対し、自己資本の質および量の充実、安定的な流動性保有などを求めると同時に、マクロプルーデンスの観点からの対応も強化する、図表2にまとめられたような合意がおおむね2014年までに得られていた。

こうした取り組みを進めるなか、国際的に活動する銀行のリスクアセットの計測結果には、銀行が保有する資産のリスクの違いでは必ずしも説明がつかない差異が存在するという論点(いわゆる「リスクアセット計測のバラつき」の問題)が、残る課題としてクローズアップされることになった。

この課題に対応するにあたり、バーゼル委が、国際的に活動する銀行の銀行勘定(信用リスク)、トレーディング勘定(マーケットリスク、カウンターパーティー信用リスク)を対象に、まったく同一のポートフォリオを有すると仮定した仮想ポートフォリオ分析を実施したところ、各銀行の内部モデルの違いによって、リスクアセット計測に大きなバラつきがみられることが判明した。たとえば、信用リスクの分析では、結果として生じる自己資本比率への影響が、平均的な自己資本比率の水準からの乖離幅で見ても±2%<sup>注)</sup>(すなわち最大で4%<sup>注)</sup>)にもなった。このような結果は、自己資本比率規制への信頼の観点から看過できない問題であり、自己資本比率の比較可能性を向上させる必要があるとして、バーゼル委が対応策の検討に着手した。

金融危機前に合意されたバーゼルⅡにおいては、金融機関におけるリスク管理実務の整備が進展するなか、銀行の内部モデル手法を規制上も活用することにより、銀行規制と銀行自身のリスク管理の方向性をできるだけそろえることが望ましいとの発想のもと、内部モデルの活用をはじめとする自己資本比率規制のリスク感応度の向上を重視

してきた。一方、パーゼルⅢの最終化に向けた議論においては、前述したバラつきを抑制するため内部モデルの利用に一定の制約をかける方向で議論が進められることになった。実際、16年3～6月に実施された信用リスクの内部モデル手法の見直しに係る市中協議においては、いったん、デフォルト実績が僅少で信用リスクの計測が困難と見込まれる一部の資産について内部モデルの利用廃止（標準的手法のみを適用することで銀行ごとのバラつきを解消）が提案された経緯もある。

もっとも、最終的な合意に至る過程では、それらの資産に対する内部モデルの利用を全面的に禁止するのではなく、一定の制限をかけたうえで利用を認めることで、規制の簡素さや比較可能性の向上を図りつつも、リスク感度の確保にも配慮したアプローチが取られることになった。あわせて、内部モデル手法の利用制限に伴う所要自己資本の増加への懸念に対応すべく、G20財務大臣・中央銀行総裁会議コミニケでも確認されたよ

うに、「全体としてみれば所要自己資本の水準が大きく引き上げられないようにする」との方針が合意された。

パーゼルⅢ最終化のパッケージは、こうした考え方のもとに進められた検討の結果を反映したものである。最終的に規制に織り込まれた具体的な要素を見ると、まず、①もともとモデル化になじまない要素にはモデルの適用を制限すること（リスクパラメータの固定化、標準的手法の適用）、②内部モデルの利用範囲が狭まることに加え、同手法に対する資本フロア（詳細は後述）の計算のベースとして使われることもあって、標準的手法のリスク感度の向上を図ること（バラつきの抑制とリスク感度の間で適切なバランスを確保）、の2点が大きな柱となっている。また、こうした柱を補完すべく、③内部モデルで用いるリスクパラメータの下限値（インプットフロア）を設定または引き上げつつ、④銀行の全リスクアセットに対し、標準的手法との対比でリスクアセットの計測値に下限を設けること

（資本フロアの導入）、さらに、⑤G-SIBに対しては、その金融システム上の重要性をふまえ、レバレッジ比率規制を通じて自己資本比率規制へのバックストップを強化すること（レバレッジ比率上乘せ措置）が合意された。

今回の合意に伴う銀行の所要自己資本への影響について、合意と同時に公表された定量的影響度調査（パーゼル委がメンバー国等の国際的に活動する銀行を対象に実施したもの）の結果を見ると、銀行ごとに影響は異なるが、グローバルでみた平均的な所要自己資本の水準はほぼ現行規制並みとなっている。

### 合意に対する 総合的評価

今回合意された最終的な規制枠組みは、規制の簡素さや比較可能性を向上させつつも、銀行によるきめ細かなリスク管理のインセンティブを損なわないよう、リスク感度の維持にも配慮したバランスの取れたものとなっているほか、G20での合意に従い、全体としてみれば所要

自己資本の水準が大きく引き上げられないよう、注意深く設計されている。

たとえば、最も先進的な内部モデル手法の制限など、リスク計測のバラつきを抑制することに伴い、特に先進的なリスク計測手法（内部モデル）を採用する一部の大手行等において所要自己資本の増加につながりうる要素が含まれている一方で、中堅中小企業向け債権に対する所要自己資本の軽減など金融仲介機能に配慮した取扱いも含まれている。さらに、金融市場や金融システムの状況など、国ごとの違いも念頭に置いた枠組みとなっており、粘り強い国際交渉の結果、わが国の主張も十分に考慮された内容となっている。適切な移行期間や経過措置が確保されていることもあわせて考えれば、本邦金融機関にとっても十分対応可能な内容と考えられる。

今後は、各国内において、今般最終化された国際的な規制枠組みを調和的なたちで誠実に実施していくことが重要となる。わが国においても、本邦金融機

関の対応状況等を注視しつつ、円滑な国内実施に取り組んでいきたい。また、国際的には、合意された一連の規制枠組みが所期の効果を発揮しているか、意図せざる影響が生じていないかといった観点から、その影響を評価していくことに焦点が移っていくと考えられる。引き続き、金融庁と日本銀行で密接に連携しながら、わが国としてこうした検証作業にしっかりと参画し、貢献していく必要がある。

(本稿で示された意見は執筆者に属し、必ずしも執筆者が所属する組織の見解を示すものではない。)

(注) 現行のバーゼル規制においては、自国政府・中央銀行等のソブリン向け与信は、基本的にリスク資産とみなされていない。たとえば、自国通貨建てソブリン向け与信は、リスクウェイトを各国裁量によりゼロ%とできるほか、大口与信規制の適用対象外となっている。こうしたソブリン向け与信の扱いについては、欧州債務危機の経験を契機として、見直しの必要性や見直す場合の選択肢をバーゼル委と

して検討してきた。検討の結果、現行の規制上の取扱いを変更する必要性を巡ってコンセンサスが形成されなかったため、現行規制の見直しは行わずに検討作業を完了することとなった。なお、今回、これまでの検討において提起された潜在的な考え方(アイディア)を紹介したディスカッションペーパーが公表されているが、それらに対するバーゼル委の見解は示されず、規制の変更を企図した市中協議ではない扱いとなっている。

おおき けんじ

93年大分大学大学院修了、大蔵省入省。97年英ノッティンガム大学国際経済学修士、98年英ウオーリック大学国際政治経済学ディプロマ。検査局地域金融機関等モニタリング第2チーム長などを経て、15年7月から現職。

みねぎし まこと

94年一橋大学法学部卒、日本銀行入行。00年米ハーバード大学行政学修士。金融機構局金融第3課長などを経て、17年4月から現職。